

各通所障がい福祉サービス事業所 管理者 殿

福岡県福祉労働部長
(障がい福祉課障がい福祉サービス指導室)

新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の
臨時的な取扱いについて (第 2 報)

このことについては、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和 2 年 4 月 9 日付福岡県福祉労働部障がい福祉サービス指導室通知第 1 4 4 号)により、在宅支援等の取扱いに当たっての考え方を示したところです。

5 月 1 4 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき本県が指定されていた「緊急事態宣言」が解除され、徐々に生活活動や経済活動が再開されています。

各通所障がい福祉サービス事業所で在宅支援を継続している利用者においては、引続き感染防止の取組を行っていただき、原則として事業所への通所による支援を行っていただきますようお願いいたします。

また、感染防止等のため、引続き在宅支援が必要な利用者については、その必要性について事前に関係市町村に確認の上、行っていただきますようお願いいたします。